

会 議 録

会 議 の 名 称	平成 29 年度第 4 回弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画審議会
開 催 年 月 日	平成 3 0 年 2 月 2 日 (金)
開 始 ・ 終 了 時 刻	1 3 時 3 0 分 から 1 4 時 3 0 分 まで
開 催 場 所	弘前市役所防災会議室
議 長 等 の 氏 名	石澤 誠
出 席 者	会長 石澤 誠 副会長 中村 亨 委員 小川 幸裕 委員 齋藤 武 委員 柳田 光祥 委員 齋藤 拓 委員 下田 肇 委員 小野 穰 委員 木村 留次郎 委員 今 幸夫 委員 三上 ナツエ 委員 澤田 徳芳
欠 席 者	委員 山中 朋子 委員 山形 正臣
事 務 局 職 員 の 職 氏 名	健康福祉部長 赤石 仁 健康福祉部理事 須郷 雅憲 介護福祉課長 三上 誠 介護福祉課長補佐 工藤 繁志 介護福祉課長補佐兼自立・包括支援係長 齊藤 隆之 介護福祉課主幹兼介護事業係長 山谷 互 介護福祉課主幹兼介護給付係長 川田 哲也 介護福祉課介護保険料係長 工藤 和法 介護福祉課高齢福祉係長 藤田 文明 介護福祉課主幹兼介護認定係長 佐々木 順一 介護福祉課自立・包括支援係総括主査 太田 宏之 介護福祉課介護事業係主査 廣田 洋平 介護福祉課介護事業係主査 蝦名 良平 介護福祉課介護事業係主事 岸 陽香 介護福祉課介護保険料係主査 小杉 国守 福祉政策課長 今 敏行 健康づくり推進課長 一戸 ひとみ
会 議 の 議 題	(1) 介護保険料について
会 議 結 果	下記会議録のとおり
会 議 資 料 の 名 称	資料 1 介護保険料の算定方法について 資料 2 介護保険料の所得段階の見直しについて 資料 3 第 7 期介護保険料案

<p>会議内容 (発言者、 発言内容、 審議経過、 結論等)</p>	<p>1 開会 2 会長挨拶 3 案件 4 その他 5 閉会</p>
<p>(会長)</p> <p>(事務局)</p> <p>(今委員)</p> <p>(事務局)</p> <p>(会長)</p>	<p>1. 開会</p> <p>2. 会長挨拶</p> <p>3. 案件 (1) 介護保険料について (事務局より資料1、資料2、資料3について説明) 【以下 主な質疑応答】</p> <p>介護給付費と地域支援事業の総額はどのくらいか。 保険給付費の施設等給付費を除くとありますが、除いたサービスはどのようなものか。</p> <p>28年度決算額で介護給付費が約170億、地域支援事業費が約8億8千万となっております。 介護予防サービス・審査手数料・高額サービス等になります。大まかに言いますと、訪問介護・居宅サービスなどの施設サービス以外のものになります。</p> <p>支出より収入が多くなった場合に財政調整基金に積み立てるということになっているが、今までにそのようなケースはあったのか。 積み立てた場合には国に返還するものなのか。 今の基金の残高はいくらか。 地域福祉基金とは別のものなのか。</p> <p>今までに給付費が低く抑えられ、収入が上回った場合がございます。その場合に財政調整基金に積み立てて残していきます。 国に返すものではなく、ずっと積み立てることもありますし、次の計画の保険料を下げることに使うこともできます。現在、基金の残高はありません。地域福祉基金は市の一般会計から介護保険特別会計へ繰出すもので、財政調整基金とは別のものです。</p> <p>パッケージとはどういうものなのか。</p>

<p>(事務局)</p>	<p>第5期の保険料が県内で最も高かったこともあり、第6期は地域福祉基金を繰入れ、保険料を据え置き形としました。しかし、このままだと保険料はどんどん上がってってしまう。市の方針としては自立支援事業を行い、元気な高齢者を増やしたり、ケアマネージャー研修会やケアプラン点検を行うことで要介護度を下げたり、介護給付費の上昇を抑えていこうとするものです。</p>
<p>(今委員)</p>	<p>第6期の地域福祉基金について、7億円程度だったものが半分程度の見込みとなるとあるが、残り半分を第7期に使うことはできるのか。</p> <p>7億円繰入れることができるということはそれだけ市に予算があるということで、地域福祉基金を繰入れれば第7期の保険料も据え置きできるのではないか。</p> <p>地域福祉基金は7期以降で返還するものなのか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>介護保険事業へ繰り入れるためだけの基金ではないので、現在のところ使うことはできません。</p> <p>7億円全て繰入れたものではなく、最大で7億繰入れることができるというものであり、最初から7億円入っているものではございません。7億使うことができるものを3億5千万しか使わずに済んだだけで、残りの3億5千万はもともと入っていないので無い、ということになります。3億5千万余っているように見えるかもしれないが、先程申しましたように、健康づくりや福祉の事業にも充てているものなので、介護保険特別会計に繰り入れることができるかは検討中でございます。返還するものではございません。</p>
<p>(齋藤武委員)</p>	<p>第7期の介護保険料が6,779円程度となっており、正直安いと感じるのですが、試算に誤りはないか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>給付費の伸びや制度改正など考慮した結果、今のところ6,779円～7,027円程度になる見込みとなりました。</p>
<p>(齋藤武委員)</p>	<p>第6期で地域福祉基金を入れなかったらどのくらいの保険料になったかわかるか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>そちらの推計はしておりません。</p>
<p>(齋藤武委員)</p>	<p>例えば第7期の保険料を6,779円で決めて、介護サービスの伸び率が高くなった場合、収入がマイナスになるかと思うが、その場合どう対応するのか。</p>

<p>(事務局)</p>	<p>対応方法については2通りあります。1つは県より基金を借り入れるもので、県より借り入れた場合は次の計画の際に返還することになります。もう1つは地域福祉基金より繰入れるものです。</p>
<p>(小川委員)</p>	<p>当初低所得者への対応として13段階を考えていたが、9段階にすると低所得者へどのような対応をとるのか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>低所得者対策としては今までも行っている、低所得者に対する減免制度で対応していくと考えております。 また、基準額に対する割合を国と変えることでも低所得者への対応をとっています。</p>
<p>(小川委員)</p>	<p>第6期で保険料を据え置きした背景はなにか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>第5期の保険料が県内で最も高かったため、緊急対策という形で据え置きしました。</p>
<p>(齋藤武委員)</p>	<p>地域医療構想の中には高齢者の流入流出も加味しながら算定しているのか</p>
<p>(事務局)</p>	<p>地域医療構想は県の計画になるのですが、32年・37年の追加需要という形で県から各市町村に割り当てられます。流入流出について県から詳しい説明はございませんが、この中に加味されているものと考えています。 (介護保険料についての意見等)</p>
<p>(今委員)</p>	<p>13%の引き上げ率となると7千円を超えることとなりますが、一般市民としてはやはり7千円を超えてしまうと驚いてしまう。地域福祉基金を繰入れるなどして、6千円台に収めてくれると市民は納得するのではないか。</p>
<p>(柳田委員)</p>	<p>収入と支出がとんとんより収入が多くなったほうがいいのか、と考えてしまう。</p>
<p>(小川委員)</p>	<p>数字がどうこうより数字の算出根拠のほうが大事だと思う。算出根拠を開示し、見通しを示すと市民も納得しやすい。</p>
<p>閉 会</p>	

その他必要事項

・会議は非公開である。